

## 子ども・子育て会議(第 28 回)子ども・子育て会議基準検討部会(第 31 回) 合同会議の開催について

日時: 7 月 28 日 (木) 10:00~12:00 於: 中央合同庁舎 4 号館 11 階第 1 特別会議室

当日の傍聴概要について、ご参考までに紹介します。

※以下敬称略

### 議事内容

- (1) 子ども・子育て支援法改正及び基本指針の改正案について
- (2) その他

### 配布資料

- 資料 1-1 子ども・子育て支援法改正の概要 (仕事・子育て両立支援事業の新設)
  - 資料 1-2 仕事・子育て両立支援事業の創設に伴う基本指針の改正案について
  - 資料 1-3 基本指針 新旧対照表
  - 資料 2-1 「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について
  - 資料 2-2 「教育・保育施設等における重大事故発防止策を考える有識者会議について
  - 資料 3 地域子ども・子育て支援事業の実施状況 (平成 27 年度)について
  - 資料 4 認定こども園に関する状況について (平成 28 年 4 月 1 日現在)
  - 資料 5 地域型保育事業の認可件数について (平成 28 年 4 月 1 日現在)
  - 資料 6 平成 28 年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の件
  - 資料 7 「ニッポン一億総活躍プラン」(抜粋)
- 参考資料 委員提出資料

- 無藤座長の開会挨拶に続き、武川内閣府審議官より挨拶がなされた。
- 坂本秀美委員から公益社団法人全国保育サービス協会理事・尾木まり委員への交代が確認された。
- 事務局より、委員についての出欠と代理出席の紹介がなされ、事務局内の人事異動に伴い紹介がなされた。

### 要 点

- 先の国会で成立した子ども・子育て支援法改正の概要に伴う基本指針の改正案について、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる (0.15%→0.25%) 等の措置を講ずる。
- 参議院内閣府委員会での付帯決議と子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する修正について。
- 子ども・子育て両立支援事業の創設に伴う基本指針の改正案について、名称の改正「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、制度全体に関する基本的事項の追加。
- 地域子ども・子育て支援事業の実施状況 (平成 27 年度) については、運営費交付金である「子ども・子育て支援交付金」の交付申請 (平成 28 年 3 月 3 日時点) のデータを基に、都道府県ごとに事業を実施している市町村の割合をまとめたもので、新たに位置付けられた事業についてはバラつきがみられる。

- 事務局より一括して資料の説明が行われた後、質疑・意見交換が行われた。  
当連盟の塚本秀一委員から下記について述べられた。

(塚本委員) 資料 7 ニッポン一億総活躍プランで、来年度から 2%+4 万円程度の処遇改善の実現に向けて取り組んでいただいていることに感謝申し上げる。その上で 1 ページ下段「更なる処遇改善」を目指すとして頂いていることにも期待をしたい。今、マスコミなどを通じて保育士の給与が低いことや仕事のハードさなどがクローズアップされ、そうしたことが保育士として就職することやこの仕事を続けていくことにブレーキをかけてしまっているのではないかと感じている。具体的には、全国の様々な保育現場で保育の仕事の続けていくことに不安や不満を感じて離職するケースが増えているという報告を聞くが、本来保育士の仕事は未来を担う子どもたちを育む夢のある職種である。私たち保育現場からは「保育の仕事のやりがい」や「子どもたちとの園生活の楽しさ」などを積極的に発信して、より多くの方々が保育に携わりたいと思って頂けるように働きかけていきたいと考えているので、今後とも行政の方々にも是非こうした保育現場の思いを後押しして頂きたい。

#### 【各委員から出された意見の概要について】

- 今回新たに仕事・子育て両立支援事業が創設され、今後も子ども・子育て支援新制度に追加事業が増えることを考えると安定的な財源確保が必要になってくるかと思う。地域の子ども・子育て支援事業については昔から取り組んでいる事業もあるが地域によって実態が見えにくいといった問題があった。次の 5 年を見据えた際には 13 事業の詳細についても、内容を精査して取組の質的向上を計るようにしていただきたい。
- 企業主導型保育事業について、今後より拡充していくためには、企業においても人材獲得量がポイントになっているが、求職者へ伝達していく仕組みと連携していかないと企業側にメリットが生まれにくい。もうひとつはこの取組の周知が不足している。特に企業の IT 系は若者が多く儲かっているので作りたいと意欲的なところが多いが、元来行政の情報をキャッチする習慣がないので届いていない。経産省のメルマガなどを利用し発信していくことが大事かと思う。
- 企業主導型保育事業について、市区町村の関与がなく企業側に意志決定があることは評価している。問題提起として首都圏ではないが、小規模保育を進める際に自治体で認可しないことは質の担保が出来ない。これについては職員配置や賃金において是正していかなければならない。地方版子ども・子育て会議が閉鎖的であるところは利用者に繋がらないのではないかと。また男性育休率も伸びておらず、本来は延長保育を利用せず家庭で育ててほしいという観点からも労働環境や働き方の見直しが必要である。
- 人材確保について、朝夕の延長保育に対応した保育補助者の導入により配置緩和がなされたが、都市部待機児童問題での人材不足と地方の年収格差による人材不足の問題について混在していると感じる。資格要件の緩和は必要な期間のみでお願いしたい。
- 施設での事故・事件について、保育現場は女性が多いので危機管理体制の中で対策をしていかなければならない。昨今の施設での殺傷事件も踏まえ再度警鐘を鳴らしていく必要があるのではないかと。
- 基本指針の改正案について、企業主導型保育事業は市区町村の関与を必要としないとしているが、指導監査の仕組みを設けることとなり情報提供をはじめ具体的な方法など早急に提示していただきたい。地域子育て支援事業の各実施要項、交付要綱、その他詳細な内容の提示が遅れているかと思う。出来るだけ早く各市町村へ伝達していただきたい。

#### (事務局説明概要) ※意見の中での質問も含めて事務局より説明がなされた。

- 企業主導型保育事業の保育の質については、児童福祉法に基づく認可外保育施設という規制がかかる。都道府県知事管轄で届け出義務や立ち入り調査、喚起などの対象となる。保育所保育指針に基づいて進めていく。職員についても有資格者 50%確保するようインセンティブはかけている。周知が不十分であるとの指摘もあったが、現在首都圏では 4 回の説明会を実施しており、引き続き 2 年間で 5 万人分の受け皿拡大に向けて最大限努力していく。
- 安定的財源については、今後予算編成過程で調整していく。
- 保育所の認定については、積極的認可をしない自治体については運用の在り方について見直しを検討し、意欲ある事業所の積極的な参入を計れるよう通知も出している。
- 保育士を中心とした人材にすべきということは当然で、緊急的に保育補助者で代替としている。今回の保育補助者の借り上げ支援については緊急対策において、保育士になるためのインセンティブとして理解していただきたい。

- 事務局より次回日程については今後の状況をみながら検討、調整していきたい旨説明された。
- 無藤座長の挨拶ののち閉会となった。

(参 考) ※関連資料より抜粋。

## 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要 (資料1-1)

- **一億総活躍社会「夢をつむぐ子育て支援（第二の矢）」の実現に向けて、事業主拠出金制度を拡充**
  - ・ 待機児童解消加速化プランに基づく平成 29 年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40 万人分から 50 万人整備することとした。
  - ・ これを受け、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずる。
  - ・ これにより、**事業主拠出金制度を拡充し、最大 5 万人の保育の受け皿の整備**など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

### 【概要】

#### 1. 仕事・子育て両立支援事業の創設

- 政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設する。
- ※ 仕事・子育て両立支援事業については、全国的な事業主の団体の意見を聴きながら実施。

#### 2. 事業主拠出金の率の引き上げ等

- 一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加する。
- ※ 現行では、児童手当事業及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の財源として厚生年金保険料等と併せて徴収。
- 事業主拠出金の率の上限を 1, 000 分の 1. 5 以内から 1, 000 分の 2. 5 以内に引き上げる。
- ※ その他、特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）の一部改正（年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に仕事・子育て両立支援事業費を追加する等）等を行う。

施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

## 子ども・子育て両立支援事業の創設に伴う基本指針の改正案について (資料1-2)

### 改正の背景

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 22 号）の制定に伴い、仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するため、内閣総理大臣が策定する基本指針の記載事項に「仕事・子育て両立支援事業」が追加。今年 3 月に教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインを作成し、4 月には国において事故報告の傾向分析や再発防止の提言等を行うため有識者会議を設置。

### 改正の概要

#### (1) 名称の改正

仕事・子育て両立支援事業が記載事項に加わったことを受け、基本指針の名称を「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に改正。※下線は改正部分

#### (2) 制度全体に関する基本的事項の追加(第二の一及び二関係)

- ① 国は、仕事・子育て両立支援事業について、基本指針に定める子どもの育ち及び子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、**保育の質**を確保する。多様な働き方に対応した仕事と子育てとの両立など**事業の特色**を踏まえ、**事業を実施**する。事業の実施に当たっては、保護者及び子どもの**利便性に配慮**する。
- ② 保育の質を確保するため、**小規模保育事業や事業所内保育事業の職員配置及び設備等の認可基準**を踏まえ、仕事・子育て両立支援事業に係る**事業所内保育施設の助成等の対象を定める**などの対応を行う。また、保育の質が維持されるよう、助成等を行った事業所内保育施設等に対する助成要件の確認に係る**指導・監査、助成決定の取消等の仕組み**を設ける。
- ③ 国は、仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を図るため、**地方公共団体に事業の内容や実施状況等の情報提供等を行う体制を整備**する。また、例えば、地域枠の設定状況などの情報が地方公共団体に共有され、保育所等への入所を希望する保護者への案内につながるようにするなど、各地方公共団体における**待機児童の解消等**を図る観点から、地域の実情に応じ、仕事・子育て両立支援事業に係る**事業所内保育施設が活用されるよう必要な対応**を行う。

④ 教育・保育施設や認可外保育施設等における子どもの死亡事故などの重大事故は本来あってはならないにもかかわらず、毎年発生している。このため、**教育・保育施設等及び地方公共団体は、事故防止、事故発生時の対応、再発防止に係る取組を進めるとともに、国においても重大事故の発生や再発防止に係る取組を進めていく。**

※下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等  
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

## **社会保障審議会児童部会保育専門委員会**

保育所保育指針改定に向けた検討を行っている、社会保障審議会児童部会保育専門委員会では、8月2日に中間とりまとめ(案)が示されました。

また5月10日に行われました関係団体からのヒアリングでは、全国私立保育園連盟から保育制度検討会委員の藤森平司氏に代表として提言を述べていただきました。報告については保育通信 8月号に掲載しています。

### 今後のスケジュール

平成28年度内に大臣告示、1年の周知期間において、平成30年度から施行予定

※下記の厚生労働省サイトより資料の入手ができます。

厚労省ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会(保育専門委員会)  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html>

## **社会保障審議会福祉部会（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）**

社会保障審議会福祉部会では、社会福祉法人制度改革に向けた検討を行っています。

先般7月8日に「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」を開催し、改正社会福祉法による定款例や評議員の員数(理事の数を超える数)に係る経過措置の対象となる法人の事業規模並びに評議員選任・解任委員会の設置等について、事務連絡という形式で公表しました。

### 今後のスケジュール

10月に政省令発出、平成28年度末までに評議員選定、定款変更、平成29年度施行開始

※下記の厚生労働省サイトより資料の入手ができます。

厚労省ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会(福祉部会)  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html>

厚労省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 生活保護・福祉一般分野のトピックス > 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128898.html>

\* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。  
FAXを停止しメール送信に切り替えます。 FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp